

事 務 連 絡
令和３年８月１７日

各都道府県民生主管部（局）長殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の
運用に関する問答集（vol. 19）について

「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和２年３月１１日付け社援発０３１１第８号厚生労働省社会・援護局長通知）の運用における問答については、「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答集（vol. 18）について」（令和３年６月２８日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）により、お示したところであるが、問答に一部追加等を行い、別添のとおりお示しする。

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の
運用に関する問答

新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえれば、その影響を受け、収入の減少等により一時的又は生活再建までの間に必要な生活費用が必要な方に対して、必要な額を迅速に貸し付けることが一層重要になっているという基本的な認識にたち、対応いただきたい。

その際の運用に関して問答形式で整理すると以下のとおり。

なお、迅速な貸付が重要である点は、緊急小口資金だけでなく、総合支援資金についても同様であり、本問答においては、必ずしも本則の取扱によらない、迅速な貸付を行うための具体的な運用をお示ししているので、ご留意いただきたい。

また、各社会福祉協議会において、本問答に照らした結果、判断に迷うケースがある場合には、市区町村社会福祉協議会は都道府県社会福祉協議会へ、都道府県社会福祉協議会は厚生労働省へご相談ください。

※下線は、新たに追加等を行った部分。

1 貸付関係

問1 収入の減少について、「新型コロナウイルス感染症の影響」であることの確認はどのように行うべきか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症の影響があることは、借入申込書等に記載することで足りることから、確認書類の提出を求める必要はないので、相談者が貸付の申込を行うに当たって、負担が生じないよう、配慮いただきたい。
- 各地域の市町村社会福祉協議会において、相談者のお困りの状況等を踏まえ、柔軟な運用を行っていただきたい。

問2-1 収入の減少について、どのように確認を行うべきか。

(答)

- 収入の減少については、これまでの総合支援資金の取扱いなども参考に、給与明細書や預金通帳等により新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後の給与の状況を確認することが想定される。
- 失業状態についても、従来どおり離職票等により確認を行うことが考えられる。
- 上記の対応が難しい場合には、収入減少の状況に関する申立書を求める方法も活用できる。なお、申立書の記載内容について、本制度の趣旨からして疑義がある場合等については、相談者に連絡を取り、お困りの状況をよく把握いただきたい。参考1—1、2

参照。

- 緊急小口と総合支援資金とも、新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態や失業状態になくても、貸付の対象となり、その基準に差はないところ、積極的に申立書も活用しつつ、記載内容に疑義がある場合等については確認を行うなど、柔軟な対応を進めていただきたい。

問 2－2 収入の減少の程度は要件に関わるか。

(答)

- 貸付の要件において、収入の減少の程度は一律には問わないが、特例貸付は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少等により一時的又は生活再建までの間に必要な生活費用が必要な方に対して、必要な額を迅速に貸し付けるという趣旨を踏まえて状況を確認するなど、適切に対応していただきたい。

問 2－3 収入減少の程度について、独自に定める額や割合以上としたり、一時的に生計の維持が困難となった理由を限定的に捉えるなどといった運用として良いか。

(答)

- 緊急小口資金は、「生活福祉資金貸付制度要綱」において、「会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき」や、「その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき」など幅広い理由を認めた上で、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付けるものと定められており、一律に一定額・割合以上の収入減少の程度をもって貸付の決定を行ったり、貸付の理由を限定したりすることは不適當である。
- 特例措置による貸付の相談に訪れる方は、様々な生活状況の中で、それぞれの困り事を抱えていることから、その状況を丁寧に聞き取り、柔軟に貸付を行っていただきたい。
- なお、総合支援資金についても同様に、個々の状況を踏まえて、柔軟に貸付を行っていただきたい。

問 2－4 収入減少の程度について、一律に、何ヶ月分など、特定月数の給与明細等を求める運用として良いか。

(答)

- 収入の減少については、収入減少があることを確認できれば良く、一律に特定月数の給与明細等を求めることは適切ではない。
- 相談者には、切迫した資金需要がある中で、給与明細等の書類を用意すること自体が負担となる場合もあることに配慮し、問 2－1 前段の対応を原則としつつ、一律に特定

月数の給与明細等を求めるのではなく、申立書を求める方法を積極的に活用しつつ、記載内容に疑義がある場合等については確認を行っていただきたい。

問２－５ 学生などが実家からの仕送りや奨学金で生活していたところ、

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により仕送りが減少したとき
 - ② 就職予定であることから仕送りや奨学金が終了した直後に、新型コロナウイルス感染症の影響により、内定が取り消されたとき
- について、一時的な資金が必要な場合や生活の立て直しのための資金が必要な場合は、特例貸付の対象としてよいか。

(答)

- 貴見のとおり、お困りの状況をよく把握いただいたうえで、柔軟に貸付を行って差し支えない。

問２－６ 収入減少の確認について、

- ① 世帯主は収入減少がないが、世帯主以外の世帯員が新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少し、世帯収入が減少している場合
 - ② 新型コロナウイルス感染症を背景とした離婚等による世帯員の減少により、世帯収入が減少している場合
- について、一時的な資金が必要な場合や生活の立て直しのための資金が必要な場合は、特例貸付の対象としてよいか。

(答)

- 貴見のとおり、お困りの状況をよく把握いただいたうえで、柔軟に貸付を行って差し支えない。

問２－７ 離婚後、元配偶者からの養育費の送金を得て生活していたところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、養育費が減少・途絶した場合について、一時的な資金が必要な場合や生活の立て直しのための資金が必要な場合は、特例貸付の対象としてよいか。

(答)

- 貴見のとおり、お困りの状況をよく把握いただいたうえで、柔軟に貸付を行って差し支えない。

問 2－8 新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイトやパートのシフトの減少により収入が減少した場合や、子どもが通う小学校等が臨時休業等となったことで、仕事に出ることができずに収入が減少した場合について、一時的な資金が必要な場合や生活の立て直しのための資金が必要な場合は、特例貸付の対象としてよいか。

(答)

- 貴見のとおり、お困りの状況をよく把握いただいたうえで、柔軟に貸付を行って差し支えない。
 - なお、シフト制のアルバイトやパートのシフトが減少した場合、雇用調整助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の活用が考えられる。
 - また、新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者の所得減少に対しては、小学校休業等対応助成金・支援金の活用が考えられる。
 - これらの支援策については、「生活を支えるための支援のご案内」(厚生労働省)を活用するなどして、ご案内を行っていただきたい。
- ※ 特例貸付以外の新型コロナウイルス感染症に関する支援施策の利用が優先する、あるいは要件となっているものではない。また、これらの支援施策を利用している場合に特例貸付の利用対象外となるものではないことに留意されたい。

問 2－9 長期失業中の方や内定の取り消しの方など、一見して新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等の要件を満たすことが困難と考えられるケースへの対応如何。

(答)

- お尋ねのように一見して要件を満たすことが困難と考えられるケースについても、以下の確認を行い、収入の減少が確認できれば、柔軟な貸付を行うことが可能であるので、生活状況等をよく伺うなど、丁寧な対応を行っていただきたい。
- 〔確認のポイント〕
- ・ 収入の減少の程度は問わないこと。(参照：問 2－2)
 - ・ 内定取消の学生の場合、実家からの仕送りや奨学金が終了したことを捉えて貸付を行うことが可能であること。(参照：問 2－5)
 - ・ 長期失業中の方などの本人に収入減少がない場合でも、世帯主以外の世帯員が収入減少し、世帯収入が減少している場合も貸付が可能であること。(参照：問 2－6)
 - ・ 短期就労(単発のアルバイトを含む。)による収入を捉えて、収入減少を確認することで貸付を行うことが可能であること。(参照：問 2－10、問 17－1)
 - ・ 償還能力が乏しいケースについて、償還の可能性を厳密に求める取扱とはしていないこと。(参照：問 27)
- また、特例貸付の対象とならない場合や生活状況によっては、求職者支援訓練制度や生活保護制度などの制度を案内するなど、必要な支援につなげることが重要である。

- 福祉事務所等との連携については、「緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援パッケージについて」（令和３年２月２日厚生労働省社会・援護局保護課、地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）を参照されたい。

問２－１０ 個人事業主等が貸付の申請を行う場合、失業状態にあることはどのように確認すれば良いか。

（答）

- 特例貸付においては、総合支援資金（生活支援費）の貸付対象について、「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯」となっており、必ずしも失業状態になくても、新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば貸付の対象となる。
- 収入減少の確認方法については、問２－１前段を原則としつつも、個人事業主等は収入が減少したことの説明が難しいことに配慮し、給与明細等による対応が難しい場合には同後段のように、収入減少の状況に関する申立書（※）を求める方法を積極的に活用しつつ、記載内容に疑義がある場合等については確認を行っていただきたい。
- ※ 減少前の収入と減少後の収入額について、申込者が都道府県社会福祉協議会長宛てに申告する方法。参考１－１、２参照。

問２－１１ 収入減少前の月の収入に対し、翌月は減少がなかったが、翌々月に減少が見られた場合には、貸付の対象として良いか。

（答）

- 差し支えない。
- なお、個人事業主の方など、月ごとの収入が不規則である場合についても、「新型コロナウイルス感染症の影響」でないことが明らかなものを除き、相談者のお困りの状況に応じて、柔軟に貸付を行っていただきたい。

問３ 今般の特例措置による貸付以外の支援施策との関係性如何。

（答）

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた政策パッケージにおいては、本貸付以外にも雇用調整助成金の拡充等が行われているが、これらの施策の対象となっているか否かにかかわらず、生活に必要な費用を賄えないと認められる場合には本貸付の実施を検討されたい。

問4 緊急小口資金の貸付上限に係る特例である20万円以内は、どのような場合に適用されるのか。

(答)

- 緊急小口資金の貸付上限額は、本則10万円以内としているところ、災害時の特例においては、かかりまし経費に対応するため、特に必要な場合に、20万円以内に引き上げる措置をとっており、具体的に「特に必要な場合」とは、災害被害の観点から、世帯員の中に死亡者がいる場合等となっている。
- 今般の特例措置においては、災害時の特例や新型コロナウイルス感染症の社会的影響を踏まえて設定を行うものであり、具体的には、次の場合を例として、20万円以内で貸付を行うことができることとしている。
 - ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
 - イ 世帯員に要介護者がいるとき。
 - ウ 世帯員が4人以上いるとき。
 - エ 世帯員に i 又は ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
 - i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。
 - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
 - オ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき。

問5 緊急小口資金の貸付上限額を20万円以内に引き上げることができる例として、「新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子」等の「世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき」を定めていることの趣旨如何。

(答)

- お尋ねの点については、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校に通う子の保護者が休職し、休職による収入減少のために、かかりましの資金需要が生じる場合を想定している。
- なお、労働施策において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、今般新たに、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が創設されるところである。
- なお、当該助成金においては、雇用労働者と一部の非雇用者が対象とされているところである。

問6 緊急小口において、例えば、収入減少の幅を超えて、相談者の希望や状況等を踏まえ、20万円を貸し出すことは可能か。資金需要はどのように判断するのか。

(答)

- 収入減少の状況については、あくまでも貸付対象に該当するか否かの観点で確認を行うものであり、どの程度収入が減少したかによって貸付額が変わることはない。
- 新型コロナウイルス感染症の感染の状況等を踏まえると、相談時において収入減少額を超えた資金需要がある場合も十分に想定されることから、それぞれの相談者の希望や状況等について十分に伺いながら、資金需要を確認し、貸付額の決定を行っていただきたい。
- なお、相談者の状況等を踏まえず、貸付額について、合理的な理由なく、相談者の希望額よりも低い額とすることは避ける必要がある。

問6 削除

問7-1 特例措置における緊急小口資金と総合支援資金の重複貸付の取扱如何。

(答)

- 重複貸付については、資金の性格から判断して貸し付けられるものとされているが、今般の特例措置においては、まず収入減少があった場合に、緊急小口資金により対応し、なお、収入の減少が続いたり、失業等となり、生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった場合に総合支援資金により対応することを想定している。

※ 当初から総合支援資金の貸付を行うことを阻むものではない。(参照：問7-2)

- また、緊急小口資金の貸付を受けた後、総合支援資金の貸付を受ける場合、据置期間であることを踏まえ、緊急小口資金の償還の有無を問わず、総合支援資金の貸付を行って差し支えない。
- なお、特例貸付の実施に当たっては、生活に困窮されている方の資金需要に的確に对应して、切れ目ない支援を実現するため、総合支援資金へ円滑に移行できるよう、住民票等を改めて提出することを不要とする等の取扱としているので留意すること。

参照)「総合支援資金の特例貸付の円滑な対応について」(令和2年5月11日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡)

問7-2 特例措置における緊急小口資金と総合支援資金の関係について、問7-1において、「まず収入減少があった場合に、緊急小口資金により対応し、なお、収入の減少が続いたり、失業等となり、生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった場合に総合支援資金により対応することを想定している」こと、ただし、「当初から総合支援資金の貸付を行うことを阻むものではない」とされているが、対象者の困窮状態が

長期に及ぶ可能性がある場合には、本人の希望に応じ、緊急小口資金からではなく、総合支援資金から貸付を行ってよい。

(答)

- 差し支えない。
- 本人の希望をよく踏まえた上で、対応していただきたい。

問 8－1 特例措置における再貸付の取扱如何。

(答)

- 総合支援資金の再貸付については、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯を対象に、再貸付の申請前に自立相談支援機関による相談支援を受けることを要件とした上で、最大3か月の貸付を行う。
- なお、緊急小口資金については、本則の取扱と同様である。

問 8－2 総合支援資金の再貸付は、総合支援資金の特例貸付について、延長をせずに終了した世帯も対象としてよい。また、緊急小口資金の特例貸付の利用のみで終了している世帯については、総合支援資金の再貸付ではなく、初回の貸付により対応することによりよい。

(答)

- いずれも貴見のとおり。

問 8－3 総合支援資金の再貸付における自立相談支援機関のかかわり如何。

(答)

- 総合支援資金の再貸付の利用にあたっては、債務の額が大きくなることから、自立相談支援機関の関わりが、より重要となる。
- 総合支援資金の延長において、自立相談支援機関による支援を継続的に受けることを要件としているところであるが、再貸付においても、以下の点に留意しつつ、必要な支援を行っていただきたい。
 - ・ 自立相談支援機関との面談・相談の結果により、償還期間中の償還履行が困難と考えられるケースについては、相談者の希望を聞きつつ、求職者支援訓練（ハローワーク）や生活保護（福祉事務所）（※）につなぐこと。
- ※ 福祉事務所では、要保護者本人に情報共有に係る同意を得た上で、共有のあった相談受付・申込票やインテーク・アセスメントシート等の情報は、保護の開始決定のために必要な情報や、通常面接相談で聴取している生活状況や保護申請に至った経緯の情報として利活用。

また、保護の申請や決定等の情報は、当該自立相談支援機関に対して適宜情報共有し、結果として申請に至らなかった場合や保護が却下となった場合には、自立相談支援機関等、適切な支援機関につなぐ。

- ・ 必ずしも自立相談支援に係る個別支援計画の作成までを求めるものではなく、自立相談支援機関が、借受人に係る生活状況や収入状況の改善見込み等を電話・書面（郵送）・メール等により、借り受けた本人から報告を受け、助言を行うなど自立のために必要な簡易な支援であっても差し支えない。
- ・ 自立相談支援機関における面談・相談支援にあたっては、「総合支援資金の特例貸付における3ヶ月を超える貸付における申込書類等について」（令和2年7月9日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）別添3「延長貸付にかかる状況確認シート」も活用いただきたい。
- ・ その他、事務フロー等については、「総合支援資金の特例貸付における3ヶ月を超える貸付に関する対応について」（令和2年7月2日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）を参考とされたい。

問8-4 総合支援資金の再貸付を行う際、事務の簡素化の観点から、3月分を一括して交付してよいのか。

（答）

- 総合支援資金の貸付は、再貸付かどうかに関わらず、適切な家計管理を支援する観点から、各月ごとに交付すること。

問8-5 総合支援資金の初回（延長）を利用した後、都道府県をまたぐ転居があったケースの再貸付の申請先は、転居前の都道府県社会福祉協議会か、転居後の都道府県社会福祉協議会か。

（答）

- 転居後の社会福祉協議会となる。

問8-6 既に再貸付を借り受けた世帯が、再度、再貸付を申請して借り受けることができるのか。

（答）

- 再貸付は、緊急小口資金と総合支援資金を借り終わった方を対象に行うこととしており、再貸付を借り終わった方への再度の貸付はできないこととしている。
- こうした世帯に対しては、福祉事務所設置自治体が実施する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」により対応することとなる。

問 8－7 総合支援資金（初回、延長、再貸付）を借り受けた世帯が最大金額まで借り受けていない場合（月額 10 万円で借入をした場合など）、各借入期間を終了した後、最大金額との残額を改めて貸付してよいか。

（答）

- 貸付については、生活状況や借受人の意思等を踏まえて、その時々々の資金需要に応じて貸し付けるものである。
- そのため、貸付の借受当時に最大金額まで借り受けていない場合であったとしても、その時の資金需要に応じて必要な生活費用を貸し付けていることから、各資金種類の借入月の末日で既に貸付は終了しており、各貸付の最大金額の残額を改めて貸付できることとはならない。なお、借入期間中に借入月数や借入額を変更することは可能である。

問 8－8 問 7－2 において、「対象者の困窮状態が長期に及ぶ可能性がある場合には、本人の希望に応じ、緊急小口資金ではなく、総合支援資金から貸付」を行うことは差し支えないとされているが、この場合、総合支援資金の初回貸付が終了した後に、緊急小口資金の貸付を行うことなく、総合支援資金の再貸付を行ってよいか。

（答）

- 総合支援資金の再貸付は、問 8－1 において、「緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯を対象」とすることとしており、緊急小口資金の貸付も行ったうえで、再貸付による対応を検討することとなる。

問 8－9 総合支援資金の再貸付について、令和 3 年 4 月以降に緊急小口資金及び総合支援資金（初回）を申請された世帯も対象となるのか。

（答）

- 申請期限までに緊急小口資金と総合支援資金を借り終わった方でなお生活に困窮されている場合には、4 月以降に総合支援資金の初回を申請された方も含めて再貸付の対象として差し支えない。

問 8－10 総合支援資金の再貸付を 1 度不承認になり、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給している人から、再度、再貸付の申請が行われた場合、貸付の対象となるか。

（答）

- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）は、再貸付を終了又は不承認等により、特例貸付を利用できない世帯が就労による生活再建等

を目指すことを目的としている。

また、自立支援金の性格が一定期間の生活費を賄うために支給されるものであり、総合支援資金の貸付目的と重なることから、既に自立支援金を受給されている場合には再貸付の対象とならない。

問 9 貸付事務にあたり、事務費として、次の経費を計上して良いか。

- ① 市町村社会福祉協議会への委託費（貸付の相談等に対応する職員に係る経費等）
- ② 貸付対応のために要するマスクや消毒液の購入費用
- ③ 貸付窓口における円滑な誘導等を行うための警備員の人件費や警備委託費

（答）

- いずれも差し支えない。
- なお、新たに職員を配置するなど、相談体制の強化のために必要な経費についても、事務費として追加的に支出することが可能であるので、都道府県社会福祉協議会は、市区町村社会福祉協議会の体制が十分整えられているか把握の上で、委託費について、適宜、必要な増額を行うことが望ましい。特に、超過勤務手当等の支払いに不足が生じていないかなど、現場の状況を把握した上で、必要な事務費を適切に計上していただきたい。
- また、総合支援資金の再貸付の実施や借入後の相談等への対応のために必要となる体制整備、償還や償還免除に向けた準備にかかる事務費についても、同様に人件費等の計上が可能であるので、必要な人員体制等を検討した上で、所要の事務費を計上していただきたい。

問 10 相談窓口について、一定の曜日や時間に限って良いか。

（答）

- 緊急小口資金等の特例貸付の申込にかかる受付開始日については、「緊急小口資金等の特例貸付の申込にかかる受付開始日について（周知）」（令和2年3月13日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）により、3月25日（水）より借入の申込みを受け付けることができる体制を整えていただくようお願いしている。
- 受付開始日以外の対応については、窓口となる各社会福祉協議会の事情等を踏まえて、個々に検討していただいて差し支えないが、相談者の利便性等に配慮していただくようお願いする。
- また、緊急小口資金等の特例貸付にかかる専用コールセンター、特設サイト、労働金庫や郵便局からの申請についても周知をお願いする。
 - ・ 「個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター」

0120-46-1999

受付時間： 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 （平日のみ）

- ・ 特設サイト

<https://corona-support.mhlw.go.jp/>

問 1 1 自営業者の事業にかかる運転資金として貸付を行って良いか。

（答）

- 本貸付は、あくまでも生活再建までの間に必要な生活費用を貸し付けるものであり、事業の運転資金を貸し付けるものではない。
- 事業の資金繰りについては、「一時支援金」「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」等の利用が考えられるので、下記の問い合わせ先を紹介されたい。

中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-78-3183

受付時間： 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 （土日・祝日含む）

問 1 2 緊急小口資金の貸付上限について、「世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき」とされているが、診断書の提出を求める必要があるか。

（答）

- 必ずしも診断書の提出を求める必要はなく、本人からの申し出等によることで差し支えない。

問 1 3 緊急小口資金の貸付上限について、世帯員に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子」及び「風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子」の世話をを行うことが必要となった労働者がいるときとされているが、具体的な取扱を示されたい。

（答）

- 本取扱については、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の取扱を踏まえたものであり、具体的には、以下のとおりである。
- 「臨時休業」の取扱
新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合が対象となる。
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外となる（ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となる。）
- 「小学校等」の範囲

- ・ 小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）
- ※ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校（後期課程）、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
- ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等
- 「風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子」に該当する者
 - ・ 新型コロナウイルスに感染した者
 - ・ 発熱等の風邪症状が見られる者
 - ・ 新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者

問 1 4 - 1 総合支援資金の貸付においては、原則として、生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業等による支援を受けることを要件としているが、今回の特例措置ではどのような取扱いになるのか。

（答）

- 総合支援資金については、本則において、「原則として法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件」としているところ、貸付申請が増加している状況に鑑み、3ヶ月の延長貸付のケースを除いて不要としてきた。
- 令和2年 10 月以降の総合支援資金の申請分においては、自立支援に向けた支援を進めるため、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行うこととする。
- なお、3ヶ月の延長における対応と同様に、必ずしも自立相談支援に係る個別支援計画の作成までを求めるものではなく、自立相談支援機関が、借受人に係る生活状況や収入状況の改善見込み等を電話・書面（郵送）・メール等により、借り受けた本人から報告を受け、助言を行うなど自立のために必要な簡易な支援であっても差し支えない。

問 1 4 - 2 総合支援資金における 3 月を超える貸付の取扱如何。

（答）

- 総合支援資金の原則 3 ヶ月の貸付期間を延長する特例的な貸付については、原則の貸付期間の 3 月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受ける場合に対象とするものとする。
- なお、総合支援資金の特例貸付の初回貸付を受けており、令和 3 年 6 月までに 3 月目で

ある貸付期間が到来することが必要となる。

- このほか、具体的な取扱については、下記の事務連絡を参照すること。

参照)「総合支援資金の特例貸付における3ヶ月を超える貸付に関する対応について」
(令和2年7月2日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡)

- なお、令和2年10月以降の申請分においては、自立支援に向けた支援を進めるため、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

問15 従前の貸付要件に基づいて緊急小口資金や総合支援資金(生活支援費)の貸付を受けている者が、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し償還が困難になっている場合、今般の特例措置における償還免除の取扱の対象となるか。

(答)

- 今般の特例措置については、

- ・ 相談の受付を開始した令和2年3月25日以降の借入申込
- ・ 令和2年1月16日から同年3月24日までの借入申込のうち、契約内容の変更があったもの

に対して適用され、令和2年1月15日以前の借入申込に基づく貸付に対しては適用されない。

- ただし、令和2年1月15日以前の借入申込に基づく貸付のうち、貸付対象者が今般の特例の要件に該当する場合は、緊急小口資金等について、新たに貸付を受けるとともに、従来の貸付分について、償還の猶予を行うことは可能であることに留意願いたい。

(参考)「生活福祉資金貸付制度要綱」(「生活福祉資金の貸付について」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知)(抜粋)

第14 貸付金の償還猶予

- 1 都道府県社協会長は、借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事由により償還期限までに貸付元利金を償還することが著しく困難になったと認められるときは借受人又は連帯保証人の申請に基づき貸付元利金の償還を猶予することができる。

問16 貸付利子が無利子となる等の特例措置を踏まえた、母子父子寡婦福祉貸付金との優先関係の取扱如何。

(答)

- 生活福祉資金は、他制度優先を原則としているところ、今般の特例措置により、総合支援資金(生活支援費)が無利子となる一方で、母子父子寡婦福祉貸付金の利子は、保

証人がいない場合、有利子となっている。

- 他制度優先の取扱については、今般の特例措置の趣旨である生活に困窮された方へのセーフティネットの強化の観点から、生活福祉資金貸付制度を優先して貸し付けて差し支えない。

※ 参考資料 2 参照

問 17-1 新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイト収入が減少している学生に対して貸付を行うことは可能か。

(答)

- 特例貸付は、従前と同様に、世帯に対して貸付を行うものであり、

- ・ 雇用形態がアルバイトかどうか
- ・ 身分が学生かどうか

に関わらず、相談者の世帯が、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により生計維持のために貸付を必要としている場合であれば、貸付対象となる。(緊急小口資金、総合支援資金ともに同様の取扱。)

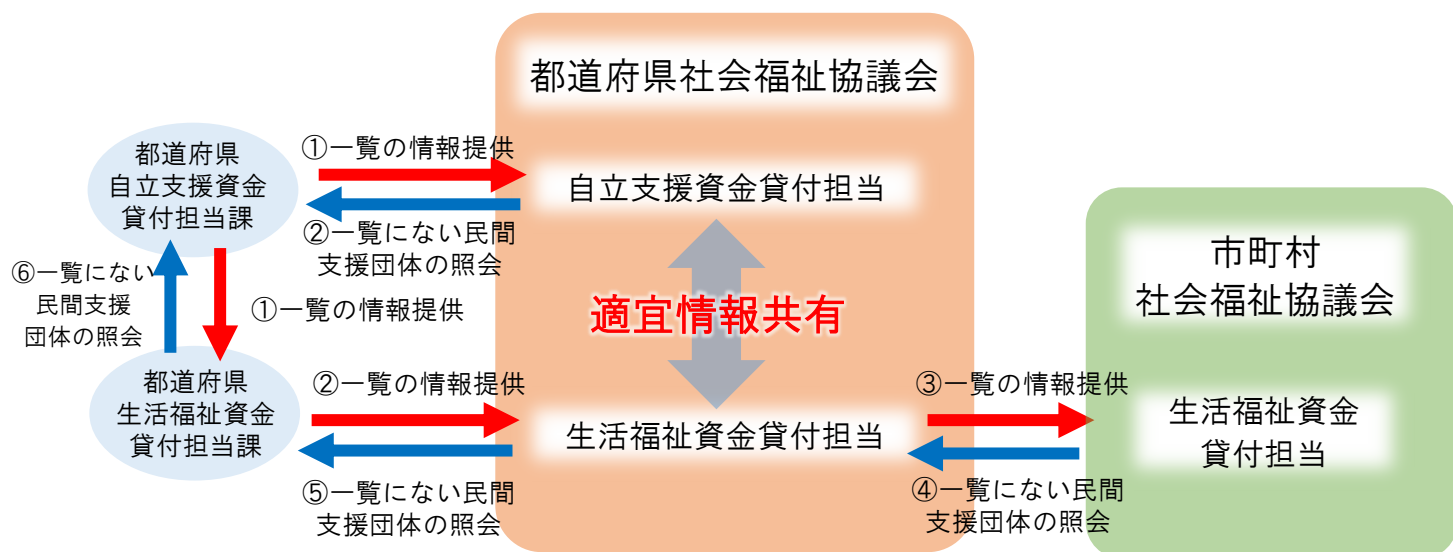
- なお、未成年者で婚姻していない場合には、親権者または後見人の同意が必要であるが、同意が得られない場合には、児童養護施設等の長又は里親の意見書、児童養護施設退所者等への面接等により、当該借入申込者の自立の能力を確認の上、同意なしで資金の貸付けを行うこと。(貸付審査等運営委員会からの意見聴取については、省略可。また、特例貸付においては、連帯保証人は不要としているので留意されたい。)

- また、児童養護施設退所者等への自立支援を行う民間支援団体(※)等による意見書等によることも差し支えない。

※ 児童養護施設退所者等への自立支援を行う民間支援団体については、都道府県自立支援資金貸付担当課からの情報提供を活用し、一覧にない民間支援団体については、都道府県自立支援資金貸付担当課へ照会を行うこと。

なお、団体一覧の提供等については、以下の流れを参考とし、都道府県生活福祉資金貸付担当課においては、円滑な情報提供等に協力すること。

(参考：情報提供フロー図)



問 17-2 未成年が貸付を契約する際に、法定代理人の同意が得られなかった場合について、当該借受人が成年に達した時点で、民法第 122 条に定める「取り消すことができる行為の追認」を求めることは可能か。

(答)

- 差し支えない。
- 債権を適切に管理する観点から、法定代理人の同意が得られなかった場合には、当該借受人が成年に達した時点で、当該契約行為について民法第 122 条に定める「取り消すことができる行為の追認」を求めるよう努めること。

問 18 貸付対象に外国籍の方がおられる世帯は含まれるか。

(答)

- 生活福祉資金貸付制度は、いわゆる国籍条項は存在せず、外国籍の方がおられる世帯であっても、貸付の対象となる。
- また、貸付については、日本国籍の方と同様、資金の用途や必要性、償還能力、残りの在留期間等を勘案の上で、決定される。
- 今般の特例要件は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う景気悪化等による生活資金のニーズに対応するための措置であることを踏まえ、国籍にかかわらず、相談者それぞれの状況を丁寧に聞き取り、きめ細かな支援を行っていただきたい。

問 19 自営業等、個人事業主の方は、貸付の対象となるか。

(答)

- 貸付の対象については、世帯員の就業形態や職種を問わず、世帯員に個人事業主の方がいる場合も貸付対象となる。
 - なお、個人事業主である世帯からの相談については、雇用保険による給付が受けられない中、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのイベント自粛等により、厳しい生活状況であることが予想されることを踏まえて、丁寧な対応をお願いします。
 - また、緊急小口資金については、「世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足する」場合、貸付上限額を20万円以内に引き上げる特例を設けているので、ご留意いただきたい。
- ※ 自営業者の事業にかかる運転資金として貸付にかかる相談については、問 11 を参照されたい。

問 20-1-1 特例要件による貸付について、生活福祉資金貸付制度やその他の貸付を受け、償還中である世帯や、過去に生活福祉資金貸付制度の貸付を受け、償還免除となったことがある世帯は貸付の対象となるか。

(答)

- 生活福祉資金貸付制度やその他の貸付の債務を償還中であることや、過去に生活福祉資金貸付制度により貸付を受けた債務が償還免除となったことや、自己破産して免責が確定したことがあることをもって、機械的に貸付の可否を判断することは適切ではない。
- あくまでも、個々のご相談ごとに、資金の使途や必要性や償還能力等を勘案して貸付の判断を行っていただきたい。
- なお、税の滞納や、公共料金の滞納がある場合についても、同様である。
- 現に債務がある世帯で、債務整理を行う場合にかかる費用に対する貸付については、自己破産によらない方法（任意整理、特定調停）で債務整理を行う場合であって、貸付金の償還が見込める場合には、貸付を行って差し支えないが、裁判所への予納金については、償還の可能性が見込めないため、貸付の対象とならないこととするので留意願いたい。

問 20-1-2 世帯員に破産手続きを開始した会社の代表を務める者がいる世帯は貸付の対象となるのか。

(答)

- 緊急小口資金等の特例貸付の対象は、あくまでも当該世帯の収入の減少等に注目するものであり、世帯員が代表を務める会社が破産手続き中であることをもって特例貸付の対象外となるものではない。

- あくまでも、個々のご相談ごとに、資金の使途や必要性や償還能力等を勘案して貸付の判断を行っていただきたい。

問 2 0 - 2 特例要件による貸付を受けている世帯は、教育支援資金等、その他の資金の貸付の対象となるか。

(答)

- 特例要件による貸付を受けていることをもって、教育支援資金等、その他の資金の貸付対象としない等の機械的な対応は不適切であり、あくまでも、個々のご相談ごとに、資金の使途や必要性や償還能力等を勘案して貸付の判断を行っていただきたい。
- なお、特例要件に基づく貸付金が償還中か、また、償還免除となったかどうかなど、貸付金の状態についても、機械的に貸付決定の判断に影響するものではないので、個々の丁寧な対応をお願いします。

問 2 1 当座の生活費にお困りの方のうち、特に急を要する場合の対応如何。

(答)

- 当座の生活費にお困りの方のうち、特に急を要する場合には、緊急小口資金の貸付については、次に掲げる措置を講じ、相談と同時に申込を行い、申込日の翌々営業日まで送金が行われるよう事務処理の迅速化にご協力をお願いします。
- ・ 住民票等の必要書類は、事後提出により対応。(市町村社会福祉協議会)
 - ・ 実印や印鑑証明は求めない。(市町村社会福祉協議会)
 - ・ 送金事務を前倒し、申込書の到着と同時に送金処理を行い、書類審査や貸付決定等の事務は事後的に処理する。(都道府県社会福祉協議会)
- 上記の対応を行ってもなお送金まで生活費が枯渇して食料に困るなど、生活費に切迫している場合には、次に掲げる支援など、必要な支援を行われたい。
- ・ 市町村や市町村社会福祉協議会において行われている独自の貸付
 - ・ フードバンクとの連携等による食品等の物品支援
 - ・ 一時生活支援事業による宿泊場所の提供
 - ・ 救護施設等での入所措置が必要と思われる者の福祉事務所への連絡 等
- 緊急小口資金を経ずに総合支援資金の貸付を利用する方で、送金までの生活費に切迫する場合には、緊急小口資金や上記の市町村や市町村社会福祉協議会において行われている独自の貸付等、必要な支援を行われたい。また、総合支援資金の貸付を利用される方で、既に緊急小口資金を利用されている方への対応については、問 2 4 を参照されたい。

問 2 2 総合支援資金の特例貸付において、失業等給付や年金など、他の公的給付を受けている者がいる世帯は対象外とする整理でよろしいか。

(答)

- 総合支援資金は本則の取扱として、「失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付等を受けている者は、原則として資金の貸付対象としない」こととしている。
- 昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な方がそれぞれの生活費等に関する不安を抱えており、特例貸付については、それぞれの状況を踏まえた対応が必要となる。
- すなわち、単に失業等給付や年金等を受けていることをもって機械的に貸付の対象外とするのではなく、その金額が生計維持のために十分か、使途や緊急性も踏まえて、きめ細かな対応を行うことが重要であり、必要な貸付を行っていただきたい。
- なお、生活保護を受給している者については、健康で文化的な最低限度の生活が保障されていることから、基本的には貸付の対象外となると考えられる。

(参考)「生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度の運営について」（平成 21 年 7 月 28 日 社援発 0728 第 12 号厚生労働省社会・援護局長通知）

第 7 他施策との関係

- 2 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付等を受けている者は、原則として資金の貸付対象としないものとする。

問 2 3 緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付の実施に当たり、印鑑登録証明書を求めることとして良いか。

(答)

- 印鑑登録証明書については、本則の取扱上（※）、申込における必須書類とはされておらず、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、必要な額を迅速に貸し付けることが最も重要であるという基本認識から、申込者の負担を踏まえ、印鑑登録証明書を求めることはせず、速やかな貸付を行っていただきたい。

※ 「生活福祉資金の貸付けについて」（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号厚生労働事務次官通知）

「生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度の運営について」（平成 21 年 7 月 28 日 社援発 0728 第 12 号厚生労働省社会・援護局長通知）

問 2 4 緊急小口資金の貸付を受けた者について、引き続き生活に困窮して、総合支援資金の貸付を要している場合の対応如何。

(答)

- お尋ねのケースについては、生活に困窮されている方の資金需要に的確に応えて、切れ目ない支援を実現するため、早急に総合支援資金の貸付金が手元に届くように対応する必要がある。
- 総合支援資金については、緊急小口資金と同様、新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態や失業状態でなくても、貸付の対象となることを前提としながら、申請者の負担軽減の観点から、申込書等のホームページへの掲載や郵送による送付により、窓口へ来所を求めず、郵送による申請する方法を原則としていただきたい。
- この事務については、次のように簡素化・迅速化を図り、必要な額を早期に貸し付けることを最優先に対応していただきたい。
 - ① 緊急小口資金の貸付を受けていることについて、貸付決定通知書等の写しの添付により確認を行うことで、健康保険証等のご本人確認のための書類や、住民票等の世帯の状況を確認するための書類等、緊急小口資金の申込時に提出を求めている書類は、提出不要とすること（市町村社会福祉協議会）
 - ② 他の公的給付を含む収入の状況については、申請者の負担軽減の観点から、改めて給与明細等を求めることや、離職票や廃業届の添付は求めず、申立書（参考 1－2）を活用して手続きの簡素化を図ること。なお、収入について、例えば、総合支援資金の申請月が前月よりも上昇していても、緊急小口の申請の基準となった月と比べると減少していれば、収入減少を認めるなど個人の状況等を踏まえた対応を図ること。（市町村社会福祉協議会）
 - ③ 実印や印鑑登録証明書は基本的に求めることはしないこと（市町村社会福祉協議会）（問 2 3 参照）
 - ④ 借入申込書と同時に借用書を添えて提出することができることとする。（市町村社会福祉協議会）
なお、審査の結果、不決定となった場合には、借用書は申請者へ返還すること。（都道府県社会福祉協議会）
 - ⑤ 特例貸付においては、まず必要な貸付を行うことを進める観点から、貸付申請が増加している現状にかんがみ、基本的に自立相談支援事業等による支援を不要とする取扱を示しており（問 1 4 と下記参照）、求職活動等の計画書（生活福祉資金（総合支援資金）運営要領第 2－1－（2）エ）は提出不要とすること（市町村社会福祉協議会）
なお、令和 2 年 10 月以降の申請分においては、自立支援に向けた支援を進めるため、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行うこととする。
 - ⑥ 送金事務を前倒し、申込書の到着と同時に送金処理の準備を行い、合わせて貸付審査や貸付決定等の事務処理を並行して行う。（都道府県社会福祉協議会）

- また、緊急小口資金の貸付を受けた後、総合支援資金の貸付を受ける場合、据置期間であることを踏まえ、緊急小口資金の償還の有無を問わず、総合支援資金の貸付を行って差し支えない。

※ 総合支援資金における3月を超える貸付の取扱については、問14-2参照。

問25 DVのため避難していることなどにより、住所地（住民票が置かれている市町村）と居住地（現に居住実態のある市町村）が異なる場合、どのように対応すべきか。

（答）

- 生活福祉資金貸付制度は住所地の市町村社会福祉協議会が相談や申込の受付を行っているが、DVにより住所地から避難している場合など、住民票を居住地へ移すことが難しい場合があり、個々のケースの事情を踏まえた対応が求められる。
- 具体的には、居住地の市町村協議会に相談があれば、状況を確認して、申込を受け付けるなど、必ずしも住民票を移すことを求めずに、柔軟な対応を行っていただきたい。この場合、収入減少などの要件についても、住民票の世帯ではなく、居住地での居住の状況等を踏まえて確認を進めていただきたい。

問26 ネットカフェに居住されている方など、住所がない方について、どのように対応すべきか。

（答）

- 住所がない方については、まずは自立相談支援機関や福祉事務所を紹介し、住居を得るための支援を行っていただきたい。
- その上で、貸付に関する対応については、それぞれのお困りの状況等を踏まえ、柔軟な運用を行っていただきたい。

問27 緊急小口資金の特例貸付において、償還能力が乏しい者に貸付を行って良いか。

（答）

- 本特例貸付は、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、生活費用が必要な方に対して、必要な額を迅速に貸し付けることが最優先課題となっており、特に緊急小口資金については、緊急の資金需要に機動的に対応する必要がある。
- また、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえれば、償還の可能性を重く求めることは、必要な貸付を阻害してしまうおそれがある。
- このため、緊急小口資金の申込については、過去の貸付を受けた際に著しく不誠実な対応をした者を除き、償還能力を厳密に審査するのではなく、柔軟に貸付を行っていただきたい。

- 総合支援資金については、緊急小口資金と比較して、貸付額が大きくはなるものの、生活や就労に関する状況は様々であり、必要な金額を迅速に貸し付けることが重要な場合も多いことから、原則としている3月の貸付については、令和2年10月以降の申請分においては、自立支援に向けた支援を進めるため、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行うとともに、貸付期間が3月を超える場合については、問14-2を参照いただきたい。

問28 特例貸付の趣旨にそぐわない申請への対応如何。

(答)

- 特例貸付は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少等により一時的又は生活再建までの間に必要な生活費用が必要な方に対して、必要な額を迅速に貸し付けることが一層重要になっているという基本的な認識に立ち、生活に必要な資金を迅速に貸し付けていただいているところ。
- 例えば、主たる資金使途がギャンブル等、生計や日常生活の維持のための資金であるか疑わしいケースについては、本特例貸付が、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯や、生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯への貸付制度であることを踏まえて、適正に対応いただきたい。
- また、申請事務の負担軽減等の観点から、収入の減少状況に関して、申立書による申請を認める運用としているところ、遺憾ながら、勤務先を偽るなどの不正事案が発生している。
- 虚偽の申込みその他不正な手段により貸付を受けたケースについては、貸付金の一括償還を請求し、又は将来に向かって貸付を停止し、もしくは貸付契約を解除することができるので、厳正な対応を行うこと。

2. 償還免除関係

問1 総合支援資金について、緊急小口資金とは異なり、資金種類を単位とした一括償還免除の判定とすることとした理由如何。

(答)

- 総合支援資金については、貸付の実施方法において、初回貸付、延長貸付、再貸付を単位として貸付期間の設定や資金交付を行っていることから、償還免除の判定方法についても、貸付する際の資金交付額や順序を踏まえ、同じ仕組みで一括償還免除を行うこととした。

問2 償還が滞っている償還未済額については、残債の一括免除の対象とならないのか。

(答)

- 残債には、
 - ① 償還開始された後、借受人の事情により償還が遅延している償還未済額
 - ② 償還が未だ開始されていない償還計画額があり、①については、一括免除の対象とはならない。
- ①の償還未済額については、個々の状況に応じて、必要があれば、償還開始以後に発生する借受人の事情による職権免除が可能である。その詳細については、今後、取扱を整理の上別途通知する。

問3 住民税非課税の範囲内に住民税の所得割のみ非課税の者は含まれるのか。

(答)

- 含まれない。住民税の均等割が非課税の者のみである。

問4 償還免除の決定通知は、借受人単位で発出すべきか。

(答)

- 償還免除は、資金種類単位（緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付、延長貸付、再貸付）で一括償還免除を行うこととしているため、各資金種類を単位とし、免除決定額を付して通知を行う。

問5 住民税非課税の確認対象者について、同一生計世帯内に複数の世帯主が存在している場合があるが、どの世帯主を確認対象とすべきか。

(答)

- 借受人が表記されている住民票における世帯主が確認対象となる。

問6 償還免除の実施にあたり必要となるシステム改修費用は、貸付事務費の対象となるか。

(答)

- 貸付事務費については、償還免除を含む債権管理にかかる費用も含まれるところ、システム改修にかかる費用を支出することが可能であるので、適宜、必要な額を貸付原資から取り崩して使用していただきたい。

- なお、生活福祉資金貸付制度の債権管理にかかるシステムは、全国社会福祉協議会において開発しているところ、各都道府県社会福祉協議会から全国社会福祉協議会へ拠出する経費として充てることが可能である。

(参考 1 - 1) 収入減少の申立書の例 (緊急小口資金)

収入の減少状況に関する申立書

〇〇都道府県社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルスの影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または 職業	
勤務先所在地	〒 ー TEL ()
コロナ影響による 減少前の収入	令和 年 月時の月額所得(手取り)は、約 円でした。
コロナ影響による 減少後の収入	令和 年 月時の月額所得(手取り)は、約 円でした。
減少の理由	

年 月 日
(借入申込者) 住 所

氏 名

(参考 1 - 2) 収入減少の申立書の例 (総合支援資金)

収入の減少状況に関する申立書

〇〇都道府県社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルスの影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または 職業	
勤務先所在地	〒 ー TEL ()
コロナ影響による 減少前の収入	令和 年 月時の月額所得(手取り)は、約 円でした。
コロナ影響による 減少後の収入	令和 年 月時の月額所得(手取り)は、約 円でした。
減少の理由	
利用中の他の公的 給付(該当するも のに○)	・失業等給付 ・職業訓練受講給付金 ・年金 ・その他 ()
他の公的給付に加 えて特例貸付が必 要な理由	(生計費と他の公的給付の金額、使途、緊急性等)

年 月 日
(借入申込者) 住 所

氏 名

(参考2) 各制度の貸付要件

	生活福祉資金貸付制度（特例措置）		母子父子寡婦福祉資金貸付（生活安定貸付）	
	緊急小口資金	総合支援資金費	ひとり親になって間もない期間中の生活安定資金	失業期間の生活安定資金
貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	母子家庭の母、父子家庭の父のいずれかであって、母子家庭等となって間もない（7年未満）者	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦のいずれかであって、離職後1年以内の者
貸付上限	学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内	（二人以上）月20万円以内 （単身）月15万円以内 貸付期間：原則3月以内	生活安定期間中 月10.5万円以内 （上限252万円）	失業期間中（離職後1年以内） 月10.5万円以内
据置期間	1年以内	1年以内	6ヶ月	6ヶ月
償還期限	2年以内	10年以内	8年以内	5年以内
貸付利子	無利子	無利子	・保証人有 無利子 ・保証人无 年1.0%	・保証人有 無利子 ・保証人无 年1.0%